利益相反自己申告書

東京藝術大学利益相反マネジメント委員会 殿

申告者名： 申 告 日： 年 月 日 所属部局：

相手先企業等との関係について下記のとおり申告します。

記

下記項目（１）～（２）についてすべてに該当しない → チェック終了

(申告対象期間：2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 )

|  |  |
| --- | --- |
| (1)共同研究・受託研究・受託事業 | |
|  | 共同研究（単年度の直接経費が 200 万円以上の研究に限る。）  （企業等名 ） （直接経費： 万円）  受託研究（単年度の直接経費が 200 万円以上の研究に限る。）  （企業等名 ） （直接経費： 万円）  受託事業（単年度の直接経費が 200 万円以上の事業に限る。）  （企業等名 ） （直接経費： 万円）  自らが保有する著作権、商標権、特許権等知的財産権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等  （企業等名 ） （対価： 万円／年）  上記のほか、共同研究の相手方企業・自治体からの寄附金・助成金又は何らかの対価の受入れ（一つの企業等からの単年度の受入額が 200 万円以上の場合に限る。）  （企業等名 ） （受入額： 万円）  上記企業等からの物品購入  （企業等名及び物品名： ） （購入額： 万円）  上記企業等からの研究員等の受入れ （企業等名 ）（対価： 万円／年）  上記企業の株式（新株予約権を含む）保有（申告対象期間内に売却したものを含む）  （企業等名 ）  （保有（売却）株数： 株・約 ％ 取得（売却）時期： 取得（売却）事由： 取得（売却）価額： 万円）  本学の設備・施設その他物品の企業等への提供  （企業等名 ） （設備・施設・物品名： ）  上記に類似した活動（例：コンソーシアムへの参加等）  （内容： ）  その他，申告を必要と判断した事実がある  （内容： ） |
| (2) 相手先企業等における対価年間合計１００万円以上の兼業実績（非常勤教職員は除く。対価は給与・委託報酬など名目・  形態を問わない。） | |
|  | 実績あり （企業等名 ）  （職名： 職務内容： ）  （対価：約 万円 □ 兼業許可手続済） |

※様式に書ききれない場合は別紙による記載可

※本申請書は利益相反マネジメント委員会ほか関係者にのみ開示され、東京藝術大学利益相反マネジメント実施規則第１３条に基づき、個人情報の保護には十分留意します。